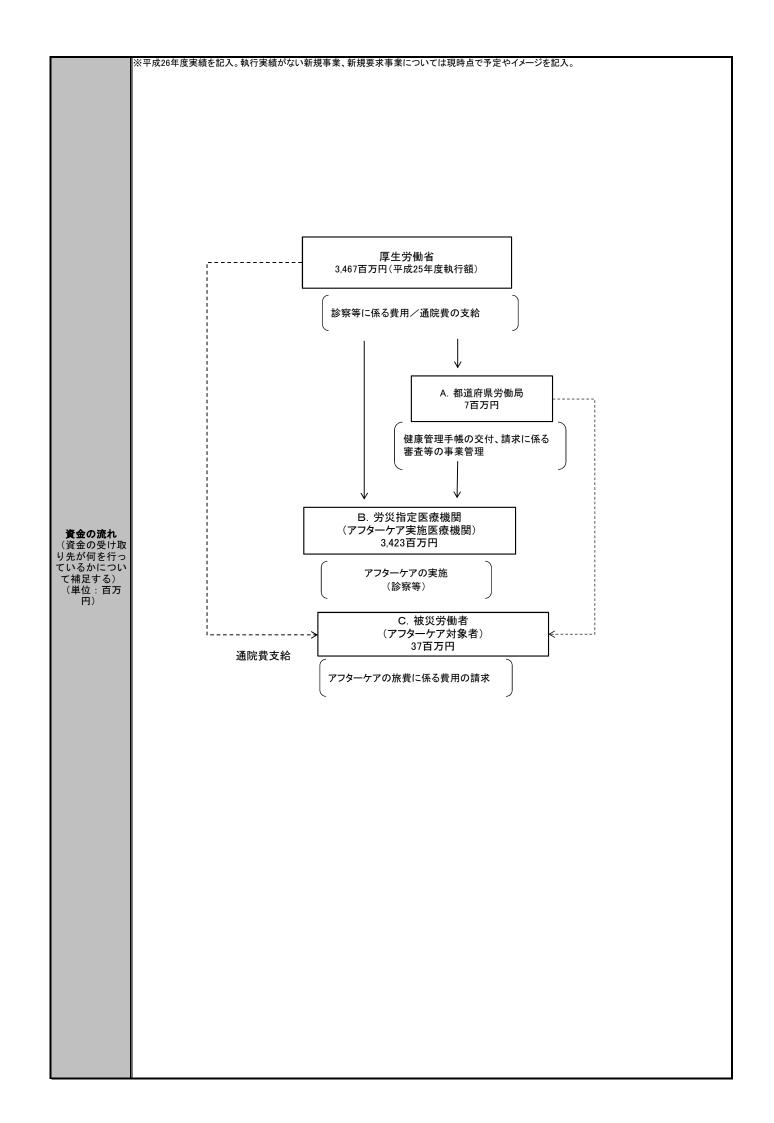
	<u> </u>														
					平成:	27年度1	丁收	事業レ	<u>L</u> .	<u>ーシー</u>	<b>ト</b> (	<u>ا</u> ر	生历	働省	
<b>事業名</b> 特殊疾病アフターケア実施費					担当音	<b>『局庁</b>	労働基準	労働基準局			1	作成責任者			
事	業開始年度	昭和	]43年度	事業 (予定	終了 ) 年度	終了予定力	なし	担当	課室	補償課	補償課			E浦 5	会二
根拠法令		労働保険特別会計労災勘定						政策・	施策名	<b>塩策名</b> Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・		援護等を図ること			
		労働者	<b>昏災害補償</b>	賀保険法第2	9条第1項第1号		関係する計画、 通知等 社会復帰促進		帰促進	<b>美等事業としてのアフタ</b>		ーケア実施要領			
								主要	経費	社会保障	章				
											保健上の措置とし				
事業概要 (5行程度以内。 別添可)		病をタ	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うもの。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給するもの。												
丿	<b>尾施方法</b>	直接到	<b></b> 毛施												
					2	24年度		25年度		26年	度	27年	度		28年度要求
		頂 況	当礼	<b>á初予算</b> 3,352			3,487		3,5	35	3,68	80			
			補正予算			-		-	-			-			
			前年度想	いら繰越し	-			-		_					
	۶算額・ 執行額		翌年度	へ繰越し				-							
	位:百万円)		予信	講費等	-			-		-		_			
				計 3,352		3,352	3,487			3,5	3,585 3,68		30		0
		執行額		3,338			3,467		3,4	3,467					
		執行率(%)		100%			99%		97	%					
<b>.</b>	口细节水水	Ţ,	三量的な成	果目標		成果指標			単位	24年	度	25年度	26年	F度	目標最終年度 27 年度
	目標及び成 果実績	申請から決定までに要する 期間を1か月以内とし、その 期間内に決定したものの割					成果実績	%	92	4	91.4	91	.4		
(ア	'ウトカム)					决定	目標値	%	80	)	80	8	0	80	
		合を80%とする。						達成度	%	112	%	114%	114	1%	
活動	指標及び活	活動			指標				単位	24年	度	25年度	26年	F度	27年度活動見込
	動実績ウトプット)	t== 0 t + + 0 = -1"		迅速・適正に処理する。			活動実績	件	415,	622	424,408	424	408		
	21/2/21/7	甲請のめつたものについては					当初見込み	件	_		416,568	415	662	424,408	
		算出根拠			根拠	拠			単位	24年	度	25年度	26年	F度	27年度見込
単	位当たり							単位当たりコスト	-	-		-	-	-	-
	コスト	本経費は被災労働者の申請 あり、単位当たりコスト					計算式	/	-		-	_		-	
平	書	<u> </u>		27年度当初	年度当初予算 28年度要求						Ė	L 上な増減理由	<u> </u>		
成	特殊疾病アフターケア実施		ア実施	1.2.2.7.7.7.											
2 <b>当</b> 7	<u>毒</u> 旅費			49											
位 2	事務費			24											
(単位:百万円)															
万度															
							=								
内訳		計		3.680		0									

			事業月	<b>所管部局による点検</b> ・	- 改善			
		項	目		評価	評価に関する説明		
国費投入	事業の目的	は国民や社会のニーズを的確	に反映しているか。	0	アフターケアの対象傷病は、その症状固定後においても、後遺障害に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるので、それらに対して予防その他の保健上の措置を実施することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国民のニーズを的確に反映した事業である。			
の必要	地方自治体	、民間等に委ねることができな	い事業なのか。	0	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補 完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき 事業である。			
性	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い 事業か。					被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、 優先度が極めて高い事業である。		
	競争性が確	保されているなど支出先の選択	定は妥当か。	-	-			
事	受益者との	負担関係は妥当であるか。		0	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るため、症状固定後に、必要に応じて診察、薬剤の支給等のための経費であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。			
業	単位当たり	コスト等の水準は妥当か。			_	-		
の効	資金の流れ	の中間段階での支出は合理的	」なものとなっているだ	ነ <sup>、</sup> 。	_	-		
率性	費目・使途が	が事業目的に即し真に必要なも	のに限定されている	か。	0	被災労働者に対するアフターケアの実施に必要な特殊疾病アフターケア実施費・通院費の支給及び事務費の支出のみである。		
	不用率が大	きい場合、その理由は妥当か。	(理由を右に記載)		-	-		
	その他コスト	・削減や効率化に向けた工夫に	は行われているか		-	_		
事	成果実績は	成果目標に見合ったものとなっ	っているか	0	成果実績は成果目標を上回っている。			
業の有効性		当たって他の手段・方法等が考 コストで実施できているか。	きえられる場合、それ	0	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					活動実績は見込みを上回っている。 -		
関	割分担の具	業がある場合、他部局・他府省 体的な内容を各事業の右に記	載)		-			
連事業	_	所管府省•部局名 -	事業番号	事業名		_		
	-	-						
点検・改	本経費は、医療機関に対して支払う診察等の費用及び被災労働者に対して支給する通院費であり、その費用は公定されているため、所要 点検結果 額を確保する必要がある。また、26年度においては、申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合が 目標値を上回っており、適切な事業が実施されている。							
善結果	改善の 方向性 今後とも、既支給対象者、支給状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。							
				外部有識者の所見				
			行政事	業レビュー推進チー <i>↓</i>	の所見			
			所見を踏まえた	改善点/概算要求に	おける反	映状況		
				備考				
			関連する過	去のレビューシートの	の事業番	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
平	 -成22年度	660-7	平成23年度	982		平成24年度 827		
平	成25年度	422	平成26年度	432				



		A.京都労働局	E.				
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)	
	事務費	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費	1.6				
<b>費目・使途</b> (「資金の流れ」に	=1		1.0	=1		0	
おいてブロックごとに最大の金額	計 		1.6	計		0	
が支出されている		E医療機関(アフターケア実施医	(大)		F.	金 額	
者について記載する。費目と使途	費目	使途	(百万円)	費目	使 途	(百万円)	
の双方で実情が 分かるように記	特殊疾病アフターケア実施費	アフターケアの実施(診察等)	3,423				
載)							
	計		3,423	計		0	
	C.礼	皮災労働者(アフターケア対象者			G.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)	
	旅費	アフターケアの通院に係る旅費	37				
	計		37	計		0	
	PI		37	PΙ		U	

## 支出先上位10者リスト A.

Α.	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	京都労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	1.6	_	-
2	千葉労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	1.2	_	-
3	滋賀労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.8	_	-
4	山形労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.6	_	-
5	愛知労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.6	_	-
6	群馬労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.4	_	-
7	神奈川労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.4	_	_
8	岐阜労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.4		_
9	埼玉労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.3	_	_
10	佐賀労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	0.2	_	-

В

	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	労災指定医療機関	診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の実施	3,423	_	-

С

	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	アフターケアの通院に係る旅費の請求	37	_	_